

会 議 録（要 旨）

会 議 名	令和3年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和3年12月28日（火） 午後1時30分から午後3時まで
開 催 場 所	委員会室（市役所5階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 清水 彩子、比留間 英世、前田 善信、柳下 一美 保険医代表 亀井 隆雄、三條 治、永島 剛 公益代表 石黒 照久、宮崎 文永、靱山 敏夫 欠席者：保険医代表 吉野 保江 公益代表 岡本 皓夫 被用者保険等保険者代表 山梨 麻佐子 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課係長、保険年金課主任、保険年金課主事（国民健康保険係）
報 告 事 項	なし
議 題	(1) 諮問事項の検討について 「令和4年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」 (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 令和4年度国民健康保険税率等について 多子世帯に対する国民健康保険税の減免について ・ 資料2 モデルケース別影響額
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題(1)： 税率改定案について、資料1の税率改定案1を基本とし、確定係数に基づく国保事業費納付金が示されたら調整を行い、次回会議において提示する。 議題(2)： なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	開会 (会長) 定刻となったので、令和3年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を始める。ただいまの出席委員は10名で定足数に達しているため、本日の会議は有効に成立する。次に、傍聴の許可について、事務局から報告をお願いします。 (保険年金課長) 本日の会議について、7名の方から傍聴の申請があり、会長においてこれを許可したので、報告する。 (会長) 次に、会議録署名委員の指名について、武蔵村山市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定に基づき、被保険者代表として前田委員、保険医代表として亀井委員、公益代表として靱山委員を指名する。 議題(1) 諮問事項の検討について 「令和4年度国民健康保険税率等及び多子世帯に対する国民健康保険税の減免について」 【事務局説明要旨】 (保険年金課長) 資料1から資料2に沿い、①令和4年度国民健康保険税率等について（令和4年度国保事業納付金や標準保険税率算定結果や国の経済状況、本市の基本的事項の状況、本協議会におけるこれまでの検討経過や税率改定に伴う検討及び影響について、税率改定案及びモデルケース別影響額）、②多子世帯に対する国民健康保険税の減免制度及び未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置につ

いて説明を行った。

【質疑・意見等】

①令和4年度国民健康保険税率等について

(会長)

説明について質疑等はあるか。

(委員)

現時点で都内26市の改定予定はどのような状況か伺いたい。

(保険年金課長)

現時点で確認した状況では、26市中改定予定が12市、未定が9市、改定を予定していない市が5市である。改定を予定していない5市のうち、3市が隔年改定の原則により今回が改定年度に当たっていないとなっている。大半の市が改定を予定している状況である。

(委員)

資料1の8頁で東京都の国保事業納付金の大幅増による特殊な影響が示され、26市課長会等から都へ要望が出されたが、12月21日現在都からの回答がないとあるが、これ以外で動きはあったのか伺いたい。また、被保険者数が平成30年度から千人以上減少しているが、今後の傾向はどうか伺いたい。

(保険年金課長)

1点目であるが、東京都に対して、26市の課長で構成する国民健康保険協議会、特別区課長会からそれぞれ要望されている。その後、23区区長会からも国と東京都に対して算定の見直しや支援のあり方について要望がされたと伺っている。また、市長会については、今後国と東京都に要望予定とのことである。東京都が要望に対しどのような対応するかは現時点で判明していない。例年では、1月10日以降本算定による納付金が確定係数により示されるため、そのタイミングで結論が出るかと思うが、現時点での算定の見直し等について確認できておらず、東京都も明らかにしていない。

2点目は、令和4年度の被保険者数の見込みであるが、令和元年度から3年度までの間に千人規模で減少し、単純に年度で500人単位で減少している。資料1の5頁に被保険者の推移をグラフ化しているが、右肩下がりの状況で上がる傾向を示していない状況である。後期高齢者医療に一定の年齢で移行する状況の中では、今後も被保険者数は右肩下がりとなり増加に転じることはないと考えている。

(市民部長)

被保険者の関係で引き続き回答させていただくが、社会保険の適用拡大が国において進められている。従業員の規模に応じて、社会保険の適用を拡大するものだが、令和4年10月から、従業員数が101人以上の規模の会社、企業については社会保険の適用になるもので、さらに令和6年10月になると、51人以上の規模の会社についても社会保険の適用になるものである。このことについて、今後、国保被保険者が減っていく要素になるものと考えている。

(委員)

資料1頁の東京都の国保事業納付金の算定について説明があったが、医療費の増の点について、最もコロナで影響のあった4月と5月が除かれて、一番医療費が低いところは除かれて算定されるという東京都のやり方により増減額が示されたとあった。課長の説明では、構成市から東京都に対し要望は出されたが、東京都から回答はないということだが、こういうことはあり得るのか。要するに、構成市がこぞってこの算定では運営ができないという形で、東京都へ要望しているのに一切答えがないという中で、各自自治体が保険料を算定しなさいというのが非常に難しいのではないかと。東京都がこれからどのような形で動くのか、どれだけ支援をしていくのか分からない中で、市の国保税の改定を検討してもらいたいと言われても難しいのではないかと私は理解するが、担当としてそのような考え方はないのか伺いたい。

(保険年金課長)

今の委員の発言内容については、各構成市においても、大幅な増額に関して驚

きを持って受け止められた中で、東京都に要望したところである。要望にあたり、納付金の増加分を保険税率の改定によりすべて保険者に転嫁することは適切でないとの文言もある中で、各保険者、自治体についてもそのような趣旨の中で要望している。一方で、納付金の増加や医療費が回復傾向にある中で、国民健康保険特別会計の収支の均衡を図るために、歳入歳出のバランスを取るためにとれる選択肢としては、被保険者からの国民健康保険税で賄う部分と一般会計からの繰入れで賄う部分という選択肢しかなく、一定のバランスも含めた中で案を示したものである。東京都が納付金を算定したことに対する思いというのは、26市各市共通の中で要望が出されたと理解している。

(委員)

担当としては非常に苦しい答弁になると思うが、それだけやはり東京都の対応はこの問題に対して誠意がないと言わざるを得ない。資料1の1頁に国保被保険者一人当たりの総所得金額があるが、東京都全体で見ても、武蔵村山市の一人当たりの所得は非常に低い状況がある。その中で、資料1の8頁に今後の税率改定の方向性で出されたのは被保険者の負担と法定外繰入金のバランスを考慮して検討していくとあるが、一体被保険者の負担がどの程度まで耐えられるのか。運営協議会の中で話されると思うが、本市の所得が非常に低い中で、バランスを考えて対応していくのが難しいと思う。この辺を考えた上で、資料1の9頁の改定案を考える必要があると思うが、非常に厳しい状況だと思っている。担当としては、運営協議会は何回開催して答申を出す考え方なのか伺いたい。

(保険年金課長)

運営協議会については、今回の協議会で税率改定案を決めていただき、来年1月以降に、本算定の係数を基に税率案を調整して置き換えた案を次回の会議で示し、1月下旬の3回目で答申書案を確定できればと考えている。

(会長)

来年1月10日頃に東京都から納付金の本算定が出るとのことだが、当局の財政的な措置、国民健康保険特別会計を編成する時期の期限はいつ頃なのか伺いたい。

(保険年金課長)

1点目の納付金の本算定については、例年1月10日頃示されることを目安として示したものである。予算編成の事務スケジュールについては、現時点で今年度の期限を確認していないが、例年、特別会計については、一般会計の繰出金の関係から、財政当局に対し、期限までに運営協議会の中で結論をいただいて調整して固めている。例年、運営協議会の結論を1月の最終週に答申をいただいているため、今年度も例年通りのスケジュールであれば問題はないと考えている。

(会長)

例年どおりの期限ということによろしいか。

(保険年金課長)

そのとおりである。

(会長)

期限は来年1月末ということであり、それまでには協議会として結論を出して、方向性を示しておかないと予算編成ができないということである。ほかに質疑等はあるか。

(委員)

質疑等なし。

(会長)

それでは事務局から示された税率の改定案について、委員の皆さまから意見を頂戴したい。よろしく願います。

(委員)

仮係数による東京都への納付金の額が1億3,277万6,949円もの大幅な増加で示されたこと大変驚いている。子育て支援や他の事業の必要性もあり、一般会計での事業が抑制されてはいけないと考えている。子育て施策事業などを幅広く実施している一般会計においても、厳しい状況は同様であり、すべて

を法定外繰入金により補填することには疑問を感じている。このような中では、国保会計の収支の均衡を図るためには、税率改定はやむを得ないと思う。そこで、どこまで税率改正により歳入不足を補填するかということになるが、国保財政健全化変更計画書において、毎年計画的に赤字繰入金の解消に努める必要があることから、少なくともこの削減額分については国保税の税率改定により補填する必要はあると考える。近年5年連続で改定してきた間の平均の改定率が4.34%とほぼ同規模の改定率になることから、改定案1がよろしいと思う。

(委員)

私も改定案1がよろしいと思う。一般財源の繰入れというのは国保の加入者だけを優先するということになり、繰入金を削減し、払うべきものは払うということで、ある程度の改定は必要と考えているので、改定案1でお願いしたい。

(委員)

東京都の納付金の大幅な増額の状況や被保険者の減少傾向、今年度の医療費がコロナ禍前の状況に戻りつつあるということが説明で分かったところであり、一般会計からの多額の繰入れについては、市民全体に対する事業の様々な施策の実施に影響を与えかねないものであり、今後も法定外繰入れの削減をできるだけすべきと考えている。そういうことを踏まえると、今回の税率改定は必要と言わざるを得ない。しかしながら、改定による被保険者への影響も考慮すると、一定の法定外繰入金の投入も必要であると考えており、総合的に見て、改定案1がよいと考えている。

(委員)

私たち国民健康保険の被保険者は、国民健康保険財政が安定的になされることが望ましいと思っている。また、高齢化が進んで、収入が安定しづらい加入者が多くなると、ある程度の一般会計からの繰入金の増額もやむを得ないことと思う。なので、税率が最も低い案の改定案1でお願いしたいと思う。

(委員)

私も、一般会計から長年にわたり繰入れが続くのは、社会保険の加入者から見て二重に保険税を納めるように思われ、公平性の点から不公平感が大きいと感じている。ある程度の改定は必要であり、納付金が増額されたということがあり、今回は繰入金が昨年度より増えるのはやむを得ないということで、改定案1でお願いする。

(委員)

3つの案の中から選ぶとしたら、一般会計からの繰入額はどの案でも令和3年度からは増額での投入となっており、過去の改定率等を見ると、医療費や納付金など支出の増加に対応するためには、直近5年間の中で改定した間での最も高い改定率の改定案2が望ましいとも考えるが、税率改定による被保者の負担なども考えると、5年間の平均の改定率と同じ程度の改定案1でよろしいかと思う。

(委員)

事務局から紹介いただいたが、国民健康保険運営協議会委員の委嘱を受けており、よろしくをお願いしたい。委嘱を受けて、国民健康保険財政や制度を取り巻く環境等について、以前にも増して考えているところである。平成30年度の制度改正以降は、東京都が国保財政の運営の責任主体として、各市において国保事業費納金と標準保険料率を決定し、市がこの納付金を東京都へ納めるため、国保会計の収支を踏まえ、税率設定をする仕組みと理解している。そのようなことを考えると、令和4年度納付金が億を超える大幅な増額が示されたことで、これを全て税率で賄う税率の設定は、現実的ではないと考えている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による影響での急速な景気の悪化により厳しい状況が続いたことを鑑み、税率改定を見送ったとのことだが、そのような状況を踏まえて、新型コロナウイルス感染症に係る国保税の減免制度や傷病手当金の創設など、必要な被保険者の支援の対応は大変に評価している。資料の2頁では、経済状況について月例経済報告の推移があるが、全体としては、景気は新型コロナウイルス感染症による厳しい状況から徐々に緩和されつつあり、社会経済活動が正常化に向かう中で、景気が持ち直していくことが示唆されていると思っている。資料に

ある新型コロナウイルス感染症に係る減免制度の実績も減少しており、被保険者の一人当たり総所得金額は26市の中では最下位の状況にはあるが、令和2年度に比べると、今年度は回復してきているところである。こうした経済報告や実績、医療費の回復基調による増加傾向や納付金の大幅な増額の状況、多摩26市の改定状況などを考えると、保険税の改定は必要と考えるところである。提案された改定案では、私は改定案1がよろしいかと思う。

(委員)

事務局から3つの案が示されたが、私は、改定を見送る案を加えて4つの案とすべきだと考えている。理由として、一つはやはり国保の構造的な欠陥という国保制度の問題点がある。要するに、国保に加入している人の大半は低所得者であり、それに見合った保険料ではなく非常に高いということである。二点目が、国保の主要なメンバーが自営業や非正規と言われる暫定雇用者が非常に多いという問題である。三点目が、75歳以下の医療費のかかる高齢者の加入者が多いということである。国保制度が持っている構造的な欠陥がやはりここにも現れてきていると考えている。そういう中で、国保加入者に大半を占める自営業者や非正規の方がコロナで一番影響を受けている階層である。そこに負担を押し付けるといった問題があっているのかということである。今年もコロナの感染が急増する中で、2年連続コロナ禍のもとで、被保険者の体力がかなり落ちているのを見ていく必要があるのではないかと、今値上げに耐えられる体力が被保険者に残っているのかという問題があると考えている。このような状況のもとで税率改定を強行していくとなれば、滞納者が増える恐れもあり、被保険者を追い詰めていくという点で税率改定を見送るという案もあっているのではないかと考えている。

ただし、それが少数で対応できないということであれば、私も全体としては、一番影響の少ない改定案1でいいかなと考えている。

(会長)

皆さんの意見を伺ったが、税率改定については被保険者の一番影響の少ない額がよいということで、私も改定案1と思っている。例えば、本算定で納付金の額が動くことがあるのか、課長会から要望していると思うが、納付金の額が変わることがあるのか伺いたい。

(保険年金課長)

資料1の1頁に、確定係数に基づく納付金額については、令和3年度は令和2年度に比べて3,300万円程度減額となっている。仮算定と本算定では、本算定において毎年減額の傾向があることが続いているが、今年度について確定的なことは申し上げられない。しかしながら、各自治体の納付金の算定の見直しに対する思いなどを東京都において受けとめていただき、要望を踏まえて減額される可能性も少なからずあるのではないかと担当としては期待を持っているところである。

(会長)

ここで決定させていただくが、今後においても、課長会等において、東京都や国に対して納付金に対する要望を行っていただき、特に国民健康保険ということから、国の制度として国の負担額を増額する等の要望を必要に応じ行っていただき、当協議会では改定案1とし、納付金が示された後に、事務局で調整し、次回の運営協議会で示していただきたい。

②多子世帯に対する国民健康保険税の減免制度及び未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の軽減措置について

(会長)

説明について質疑があるか。

(委員)

多子世帯に対する減免制度については、26市の中でも本市以外では3市だけであるという点で先進的に取り組んでいただいたと考えている。国が第1子から軽減措置を実施し、本市では第2子から軽減ということだが、例えば、200万円以下の所得制限を実施しながら、第1子を半額にし、第2子以降を免除すると

した場合の市の持ち出しはどれ位増えるか試算していれば伺いたい。

(保険年金課長)

今回の条件設定の中での試算はしていない。

(委員)

できれば、次回までに資料で出していただければと思う。

(保険年金課長)

今の条件設定の確認だが、本市の多子世帯減免制度について、第1子を半額とし、第2子以降を全額免除とする試算ということで、どのような出し方ができるか考えるが、概数になる可能性もあるが努力してみたいと思う。

(委員)

資料1の11頁の減免制度の評価であるが、本市の減免制度については申請により免除ということで過去3か年では未申請の世帯がある状況である。未申請の世帯に対する勧奨はどのようにしているか伺いたい。また、資料1の12頁の本市の多子世帯減免制度を引続き実施した場合の市の単独分の影響見込額について1,167,800円となっているが、100%の申請があったということでの試算なのか伺いたい。

(保険年金課長)

1点目の申請率であるが、事務局では申請していただきたいとの考え方から、国保税の納税通知書の発送時に対象世帯への制度の案内を同封しており、転入や子どもの出生により、毎月新たに対象世帯となった場合もその都度案内している。また、令和3年度から、窓口に来庁できない方のために、郵送による申請が可能となるよう返信用封筒を同封して対応していることから、令和3年度の申請率が上がったものと捉えている。

2点目の、本市の多子世帯減免制度を引続き実施した場合の市の単独分の影響見込額であるが、令和3年度当初賦課の時点での対象世帯で試算し、対象世帯がすべて申請した条件で試算をした結果である。

(会長)

他に質疑等はあるか。

(委員)

質疑等なし。

(会長)

それでは、事務局から示された対応案1はここで終了となる案であり、対応案2は令和4年度から令和6年度までの3年間の時限的措置として継続する案である。対応案1がよいという方の挙手をお願いする。

～会長及び事務局において挙手した委員がいないことを確認した～

それでは、対応案2の今後3年間継続する案がよいという方の挙手をお願いする。

～会長及び事務局において委員全員が挙手したことを確認した～

それでは、対応案2の継続する案を当協議会の意見とする。なお、先ほどの委員の意見については、数字を整理していただき、報告していただきたいと思うがよろしいか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは対応案2ということで継続とする。議題については以上である。

議題(2) その他

【事務局説明要旨】

(保険年金課長)

会長から、会議日程については、出席委員が多い日程で事務局で調整していただきたいとの話があり、事務局で調整させていただくが、来月1月に2回目及び3回目の会議を予定している。第2回目の会議を1月19日、20日のいずれか、第3回目の会議を1月27日、28日のいずれか、会議時間は午後1時30

	<p>分からで調整をさせていただき、よろしくお願ひしたい。 (会長) それでは、令和3年度第1回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p>
--	--

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者： <u>7</u> 人
-----------------	---	-----------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課 (内線：132)
-------	--------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名する。

会 長 _____

被保険者代表委員 _____

保険医等代表委員 _____

公益代表委員 _____